

中洲八木病院 院内感染対策の指針

1. 趣旨

本指針は、当院における院内感染の予防・再発防止対策ならびに院内感染発生時の対応等において、院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的として定めるものである。

2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

基本的感染対策として、標準予防策（血液などの生体に関わる湿生物質は、すべて感染性病原体を含んでいるものとして対応する予防策）を適用し、この標準予防策を常時適応したうえで、特定の感染経路がある疾患等に対して「感染経路別予防策」を追加提供する。これらを基本に院内感染の防止に組織的な対応を行い、感染等発生の際には拡大防止のために、その原因を速やかに特定し、これを制圧、終息させることは病院にとって重要である。そのため、院内感染対策委員会が中心となり院内感染対策チームと協力し効果的・組織的な活動に取り組む。

3. 院内感染防止対策のための委員会、組織に関する基本的事項

1) 院内感染対策委員会（I C C）

病院長のもとに、院内の各部署の代表を構成員として、院内感染対策に関する事項を調査・審議するために院内感染対策委員会を設け、毎月 1 回の定期会議を開催し、緊急時には、臨時会議を開催する。次に掲げる事項を審議する。

- ① 院内感染対策指針及びマニュアルの承認。
- ② 院内感染対策に関する情報収集と、それらの職員への周知。
- ③ 院内感染サーベイランスの企画、指導、推進及び評価を行う。
- ④ 対策要綱の作成、見直し、実施、指導を行う。
- ⑤ 院内感染防止のための職員への研修及び教育を行う。
- ⑥ 抗生剤の適正な使用の指導と監視等の実施。
- ⑦ 感染防止対策チーム編成。
- ⑧ その他、院内感染の発生防止に必要と思われる事項について活動する。

委員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の対策および予防に関して自由に発言できる。

委員は、職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染対策以外のものを、委員長および病院長の許可なく院外の第三者に公開してはならない。

2) 院内感染対策チーム（ICT）

感染対策を統一的な指針のもと実践する目的で、感染予防を担う実戦部隊として各病棟に選出するリンクナース及び関連部門で構成された院内感染対策チームを発足する。同チームは、院内感染防止対策の実務を担当し、次に掲げる事項を実践する。

- ① 院内感染対策マニュアルの周知徹底と遵守および職員への指導。
- ② ICTの決定事項の病棟・部署への周知と実行。
- ③ サーベイランスレポートを作成。
- ④ 院内環境の向上。
- ⑤ 現場での問題点の抽出と感染防止の検討。
- ⑥ 院内感染対策のマニュアルの作成と見直し。

以上の実践事項に関して、院内感染対策委員会への報告を行う。

委員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の対策および予防に関して自由に発言できる。

委員は、職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染対策以外のものを、委員長および病院長の許可なく院外の第三者に公開してはならない。

4. 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的対策について、職員に周知徹底を行うことで職員の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上等を図ることを目的として年2回以上職員研修を実施する。

また、必要に応じて、各部署、職種毎の研修についても随時開催するとともに、その実施内容（開催日時、出席者、研修項目等）及び外部研修の参加実績（受講日時、受講者、研修項目等）等を記録し保管する。

5. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集して、的確な感染対策を実施できるように、院内の菌分離状況や各種感染症のサーベイランスを実施し、院内感染対策委員会での検討および現場へのフィードバックを行う。

6. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) アウトブレイクあるいは異常発生時を確認した（疑った）職員は、速やかに病院長に報告する。ただちに、院内感染対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために職員への周知徹底を行い感染の拡大防止に努める。
- 2) 報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所へ報告する。

7. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、感染対策の理解と協力を得るために、病院ホームページに掲載し、患者等が閲覧できるようにする。

8. その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、本マニュアルを定期的に見直し、改訂を行う。

9. その他の医療機関内における院内感染対策の推進

必要に応じ、外部機関に適切な助言を求める。

平成 15 年 4 月 1 日 作成

平成 23 年 4 月 1 日 改訂

平成 26 年 12 月 1 日 改訂